



伊豆シャボテン公園
写真提供:静岡県観光協会

特定（業種別）最低賃金が改正されます

「静岡年末年始無災害運動」の合同安全パトロールを実施しました

令和5年度から大学生等のインターンシップの取扱いが変わります

令和5年3月大学・短大・専修学校卒業予定者の就職内定状況（令和4年10月末現在）

冬休み等に高校生等を使用する事業主の皆さん ～年少者にも労働基準法等が適用されます！～

令和3年 道路貨物運送事業場に対する監督指導状況

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です～「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します～

第一回「静岡県介護施設SAFE（セーフ）協議会」を開催しました（10月12日）

【WEB申込受付中】「請負適正化オンラインセミナー」を開催します！（令和5年1月）

静岡県内の労働災害発生状況（令和4年11月末現在）

静岡県有効求人倍率（令和4年10月）

特定（業種別）最低賃金が改正されます

特定最低賃金の改正について、最低賃金審議会（会長 畑 隆）及び業種毎の専門部会において審議していただき、令和4年10月17日までに答申がなされました。異議も無かったため、令和4年11月18日に官報公示を行い、以下のとおり決定しました。効力発効日は令和4年12月21日です。

「鉄鋼業他製造業」 954円→**979円**（上げ幅 25円）

「はん用機械他製造業」 970円→**995円**（上げ幅 25円）

「電気機械他製造業」 939円→**964円**（上げ幅 25円）

静岡労働局HP

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

最低賃金特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>



静岡県最低賃金	
静岡県最低賃金	時間額 944 円（改定額913円）
静岡県特定最低賃金 <効力発生日：令和4年12月21日>	
静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金	時間額 979 円（改定額954円）
静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額 995 円（改定額970円）
静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 964 円（改定額939円）

① 19歳未満又は65歳以上の者
 ② 雇入れ後6か月未満の者であって、労働契約中のもの（労働契約は除く）
 「労働基準法」が適用されず
 ③ 清酒、片付けその他これらに準ずる類な業務に生じて認容する者
 ④ 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき雇の最低限度を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

「静岡年末年始無災害運動」の合同安全パトロールを実施しました

静岡労働局、各労働基準監督署は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の3つの労働災害防止を重点実施事項として、

『無災害 小さな努力の積み重ね 笑顔で迎える年末年始』をスローガンに、令和4年度静岡年末年始無災害運動を12月1日から1月15日まで県下一斉に展開しています。

各労働災害防止団体や使用者団体等と連携し、労働災害の撲滅に向けた安全衛生への取組強化の呼びかけを行います。

12月1日には、運動の一環として、磐田労働基準監督署と合同でヤマハ発動機株式会社の本社において安全パトロールを実施しました。



静岡年末年始無災害運動

検索



令和5年度から大学生等のインターンシップの取扱いが変わります

令和4年6月、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（3省合意）を改正し、大学生等のキャリア形成支援に係る取組を類型化するとともに、一定の基準を満たしたインターンシップで企業が得た学生情報を、広報活動や採用選考活動に使用できるよう見直しました。

（「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（経団連と大学関係者で構成）が令和4年4月に公表した報告書を踏まえた見直しです。題名も「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」に改めています。）

この改正は、令和7年3月に卒業・修了する学生（学部生ならば令和5年度に学部3年生に進学する学生）が、令和5年度に参加するインターンシップから適用されます。中小企業やスタートアップ企業においても、職場での就業体験を組み込んだインターンシップの実施を自社の魅力・良さ・仕事のやりがい等を伝える機会と捉え、前向きにご検討ください。

① インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組を4つに類型化

「インターンシップ」とは称さない		「インターンシップ」と称して実施	
就業体験を必須とせず、「個社・業界の情報提供等」や「教育」が目的		就業体験が必須 「自身の能力の見極め」や「評価材料の取得」が目的	
タイプ1 オープン・カンパニー	タイプ2 キャリア教育	タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ	タイプ4 高度専門型インターンシップ（試行）

② 一定の基準を満たすインターンシップ（タイプ3）で取得した学生情報を、広報活動・採用選考活動の開始時期以降に限り、それぞれ使用可能

■ タイプ1～4は学生のキャリア形成支援に係る取組であって、採用活動ではありません。

■ タイプや基準の詳細のほか、インターンシップ実施の際の体制整備、安全、災害補償の確保、ハラスメント対応、労働関係法令の適用、受け入れ時の公正性等の確保等の留意事項は、3省合意をご確認ください。

3省合意文書

産学協議会 2021年度報告書

産学協議会事務局 解説動画

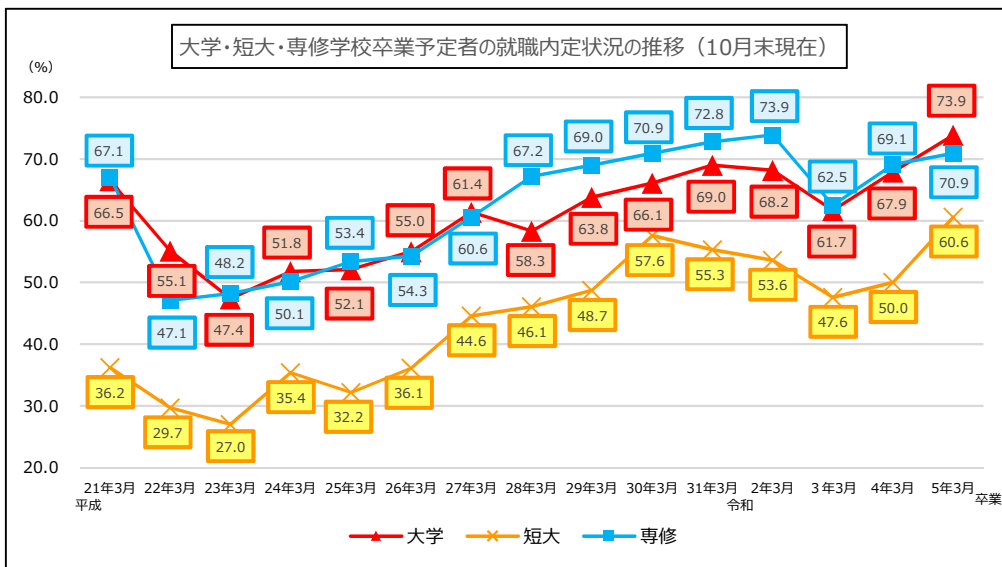
<https://www.mhlw.go.jp/content/1180000/00/000949684.pdf>

<https://www.sangaku-kyogikai.org/activities>

<https://youtu.be/TqfHF0lgtDA>

お問い合わせ先：職業安定部職業安定課 054-271-9950

令和5年3月大学・短大・専修学校卒業予定者の就職内定状況（令和4年10月末現在）



大学生の就職内定率は73.9%

静岡労働局では、令和5年3月に大学等を卒業する学生の就職内定状況について調査を行い、令和4年10月末現在の状況を取りまとめました。

県内大学生の就職内定率は73.9%で対前年同期と比べ6.0ポイント上昇しました。

また、県内短期大学生の就職内定率は60.6%で対前年同期と比べ10.6ポイントの上昇、県内専修学校生の就職内定率は70.9%で対前年同期と比べ1.8ポイント上昇しました。

〈未内定者に対する就職支援について〉

静岡労働局では、新卒応援ハローワークを中心とした個別支援の徹底により、引き続き令和5年3月卒の未内定者に対する就職支援に取り組んでまいります。

冬休み等に高校生等を使用する事業主の皆さんへ～年少者にも労働基準法等が適用されます！～

高校生等の満18歳未満の年少者を使用する場合も、労働基準法等を守らなければなりません。労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の確保の観点から、右記のとおり様々な制限を設けて保護を図っています。



- 時間外・休日労働の禁止
- PM10時～翌朝5時までの就業禁止
- 足場の組立といった危険業務、バーなど遊興的接客業での就業禁止
- 中学生以下の児童の使用禁止

※例外がありますので、詳細は以下のQRコードでご確認下さい。



【リーフレット】

たしかめたん【スタートアップ労働条件】

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>



【確かめよう労働条件】

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

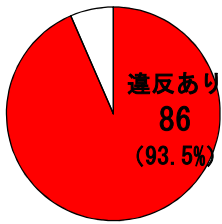


令和3年 道路貨物運送事業場に対する監督指導状況

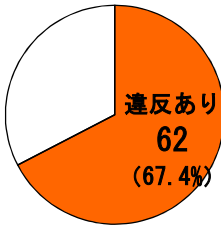
監督指導実施事業場数 92事業場

県下労働基準監督署が1年間に道路貨物運送事業場に対して行った監督指導の状況です。

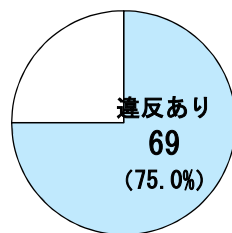
監督実施事業場数



労働時間違反件数



改善基準告示違反事業場数



「改善基準告示」

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)
トラックなどの自動車運転者について、労働条件の向上を図るため、労働基準法では規制が難しい拘束時間(休憩時間を含む始業から終業時刻まで)、**休憩期間**(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、**運転時間**等の基準を大臣告示として制定するものです。

トラックでは

- 総拘束時間：原則 1か月293時間
 - 最大拘束時間：原則 1日16時間
- などが定められています。

お問い合わせ先：労働基準部監督課 054-254-6352

「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」が開設されています

<p>ご相談方法① ポータルサイト 相談専用フォーム</p> <p>こちらから</p>	<p>ご相談方法② フリーダイヤル</p> <p>東日本:0120-763-420 西日本:0120-625-109</p> <p>ご利用時間：9～17時 (12～13時は休憩) 休日：土日祝、 12/29～1/3 通話料無料!</p>	<p>もっと詳しく相談したい!</p> <p>オンラインによる ご相談</p> <p>オンライン相談</p> <p>詳しいご相談を職場からお気軽に!</p>	<p>コンサルタントの訪問</p> <p>労務管理・物流改善の専門家が伺います!</p>
--	---	--	--

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です～「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します～

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が令和4年4月1日より中小事業主にも義務化されたことから、雇用管理上の措置義務等について、幅広く社会一般に周知を図る必要があります。そのため、静岡労働局では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「**職場のハラスメント撲滅月間**」と定め、集中的な広報を実施するとともに、「**ハラスメント対応特別相談窓口**」を設置します。

【ハラスメント対応特別相談窓口】

- 設置期間 令和4年12月1日～令和4年12月28日(土日祝日を除く)
- 設置窓口 静岡労働局 雇用環境・均等室 電話054-252-5310
- 相談対応内容 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談のほか、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)に関する相談、就職活動中の学生等からのハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がやせに関する相談等。

◎静岡労働局HP：https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/topics/_120559_00008.html



第一回「静岡県介護施設SAFE協議会」を開催しました(10月12日)



▲中災防の山田安全管理士に労災防止講演をお願いしました

ペガサート会議室(静岡市)において、介護施設運営法人、自治体の介護保険担当部署、静岡労働局が集まり、介護業界における労災防止のため「**静岡県介護施設SAFE協議会**」を開催しました。

次回開催は来年2月の予定で、今後も定期的に開催していきます。

+「SAFE」とは? + ～従業員の幸せのための安全アクション～

本協議会は、委員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、委員が管内の安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を推進することを目的として設置されました。



▲稲毛労働基準部長からの挨拶の様子

◀中災防の行う「中小規模事業場安全衛生サポート事業」はこちら

【協議会委員(敬称略)】社会福祉法人聖隷福祉事業団/社会福祉法人天竜厚生会/社会福祉法人静和会/社会福祉法人春風会/静岡県、静岡市、浜松市の介護保険課/静岡労働局の健康安全課、職業安定課

【WEB申込受付中】～偽装請負とならないために～ 「請負適正化オンラインセミナー」を開催します！（令和5年1月）

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」について、具体的判断基準、Q&A等、基本的な事項からわかりやすく解説します。
また、請負・業務委託と称する事業について、労働局がどのような視点で行政指導を行っているのか、指導事例をご紹介します。

～偽装請負とならないために～
請負適正化セミナー
2023年1月 オンライン開催
◆偽装請負のリスク
◆適正な請負・業務委託のポイント
◆行政指導の事例
▶24時間受付中！
▶今すぐWEBお申し込み
セミナー内容
「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」について、具体的判断基準、Q&A等、基本的な事項からわかりやすく解説します。また、請負・業務委託と称する事業について、労働局がどのような視点で行政指導を行っているのか、指導事例をご紹介します。

〈日時〉 いずれも同じ説明内容です 14:00～16:00（休憩10分）
・1月23日（月）・1月25日（水）・1月26日（木） 定員：各400名（先着順）

【詳細は下記URLを参照ください】

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken/ukeoittekiseikaonlineseminar_00001.html

〈申込期限〉

申込者が定員となり次第、申込受付を終了とさせていただきます。



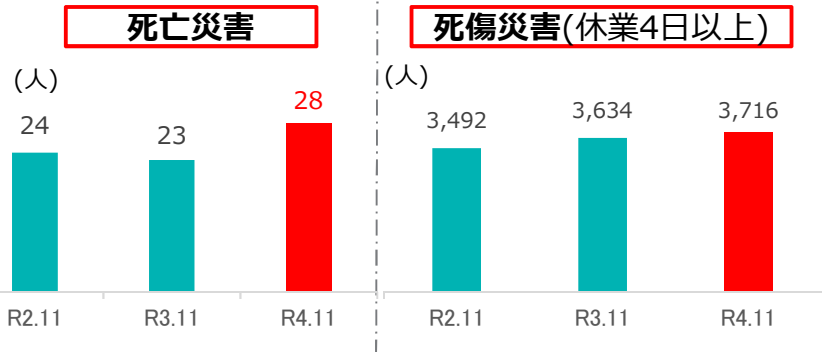
お問い合わせ先 静岡労働局職業安定部需給調整事業課 電話：054-271-9980

労働災害発生状況（令和4年11月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）

令和4年度
静岡年末年始無災害運動
運動期間/令和4年12月1日～令和5年1月15日
**無災害 小さな努力の積み重ね
笑顔で迎える年末年始**

△重点実施項目▽
☆転倒災害の防止「静岡労働局 めかづけ運動」
☆墜落・転落災害の防止
☆はさまれ・巻き込まれ災害の防止
☆職場における新型コロナウイルス感染症対策

▽共通対策△
(1) 経営トップの参加の下に、職場巡視による総点検の実施
(2) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動の徹底
(3) 非正常作業における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
(4) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進



令和4年11月末現在における県内の死亡災害は28人で前年同期に比べ5人増加、死傷災害についても3,716人と同82人増加しています。このような状況の中、令和4年度静岡年末年始無災害運動を展開しています。年末年始を笑顔で迎えられるよう、無災害に向けた取組を強化しましょう。

静岡県有効求人倍率（令和4年10月）

＜雇用情勢の概況＞

県内の雇用情勢の改善基調に変化はみられないが、原材料やエネルギー価格の高騰が雇用に与える影響に注意する必要がある。

有効求人倍率（季節調整値）は1.32倍(全国29位)となり、前月を0.01ポイント下回った。

